

公益財団法人入管協会
役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

〔平成26年3月13日
規程第2号〕

最近改正 令和5年5月26日規程第1号

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人入管協会（以下「本協会」という。）の定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

2 前項の報酬等と費用とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 本協会は、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員には、定例役員報酬及び賞与を支給する。
 - 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ、第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。
 - 4 非常勤役員及び評議員には、報酬等として、理事会又は評議員会等に出席の都度1回2万円を支給する。
 - 5 前項の規定にかかわらず、代表理事（会長）には、月額15万円を支給する。

(定例役員報酬の額及び支給)

第4条 本協会の常勤役員の定例役員報酬月額は、別表第1「常勤役員定例報酬月額」のとおりとする。

2 定例役員報酬の支給日、支給方法その他支給に関する詳細は、職員給与規程（昭和62年規程第1号。以下「給与規程」という。）に準ずる。

(賞与の額及び支給)

第5条 常勤役員の賞与は、別表第2「常勤役員賞与」のとおり、原則6月及び12月に支給する。

(退職慰労金の支給)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、法定相続人に支払うものとする。

2 退職慰労金の額は、別表第3「常勤役員の退職慰労金の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

(費用)

第7条 本協会は、役員等がその業務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 本協会は、この規程をもつて公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年3月18日規程第5号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月26日規程第1号）

この規程は、令和5年5月26日から施行する。

別表第1 常勤役員定例報酬月額

専務理事 442,000円
業務執行理事として選定された理事 442,000円（評議員会においてこれと異なる額が議決された場合は、その額）

別表第2 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の定例報酬月額 × 支給割合
(支給割合)
6月 100分の140
12月 100分の150 計 100分の290
基準日は、それぞれ6月1日及び12月1日とする。

別表第3 常勤役員の退職慰労金の算出要領

(算出式) 退職時の定例報酬月額 × 在職月数 ÷ 12

(注)

1 常勤役員の報酬額については、国家公務員行政職俸給表(一)を準用(8級13号、442,000円)を準用する。

(行(一) 8級は、①本省の困難な業務を所掌する室の長②困難な業務を所掌する府県単位機関の長)

2 常勤役員の退職慰労金については、これまで定例報酬月額に勤続年数を乗じて算出しており、「6月以上1年未満」は1年として支給対象とし、6月未満は支給対象外であったことから、これを解消するため、在職月数を12月で除することにより、1月在職しても退職慰労金を支給できるとした。